

水道事業の認可と届出について

● 水道事業の認可と届出の概要

水道事業を経営するにあたっては、水道法に基づき厚生労働大臣や都道府県知事等の認可等が必要となります。この認可等に関する申請や審査等の手続きについては、「水道事業等の認可の手引き（平成 28 年 10 月版）」にまとめられた厚生労働省の基本的な考え方に基づいて実施することとなります。

なお、事業内容を変更しようとする場合、軽微な変更については認可を必要とせず、届出で足りります。

この手引きに基づく主な手続きとしては下記となります。

- 認可（創設、変更）
- 届出（変更認可を要しない軽微な変更）

また、それぞれの水道事業によって地域の実情、歴史的な沿革等は千差万別であり、実態を踏まえて、それぞれの事業ごとに適切に行うこととなります。

<認可基準について>

（関連法規）

水道事業の認可基準は、水道法（以下「法」という。）第 8 条に規定されているところである。

- 一般の需要への適合 [法第 8 条第 1 項第 1 号、水道法施行規則（以下「規則」という。）第 5 条]
- 計画の確実性と合理性 [法第 8 条第 1 項第 2 号、規則第 6 条各号]
- 施設基準への適合 [法第 5 条各項、法第 8 条第 1 項第 3 号]
- 給水区域の重複の排除 [法第 8 条第 1 項第 4 号]
- 供給条件の要件 [法第 8 条第 1 項第 5 号]
- 経理的基礎の確実性 [法第 8 条第 1 項第 6 号、規則第 7 条]
- 公益性 [法第 8 条第 1 項第 7 号]

● 認可（創設、変更）について

■ 創設認可について

水道事業を新たに経営しようとする場合には、厚生労働大臣の認可が必要となります。ただし、給水人口 5 万人以下である水道事業については、都道府県知事が認可を行います。なお、給水人口が 5 万人を超える水道事業であっても、河川の流水を水源としておらず、かつ河川の流水を水源とする水道用水供給事業者から供給される水を水源としないものについては、都道府県知事が認可を行います。

ただし、北海道については道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令（以下「道州制法施行令」という。）第 2 条に基づき、上記の条件に依らずに給水人口 250 万人以下である水道事業については、道知事が認可を行います。

（関連法規） [法第 6 条第 1 項、第 46 条、水道法施行令（以下「令」という。）第 14 条、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（以下「道州制法」という。）第 7 条、道州制法施行令第 2 条]

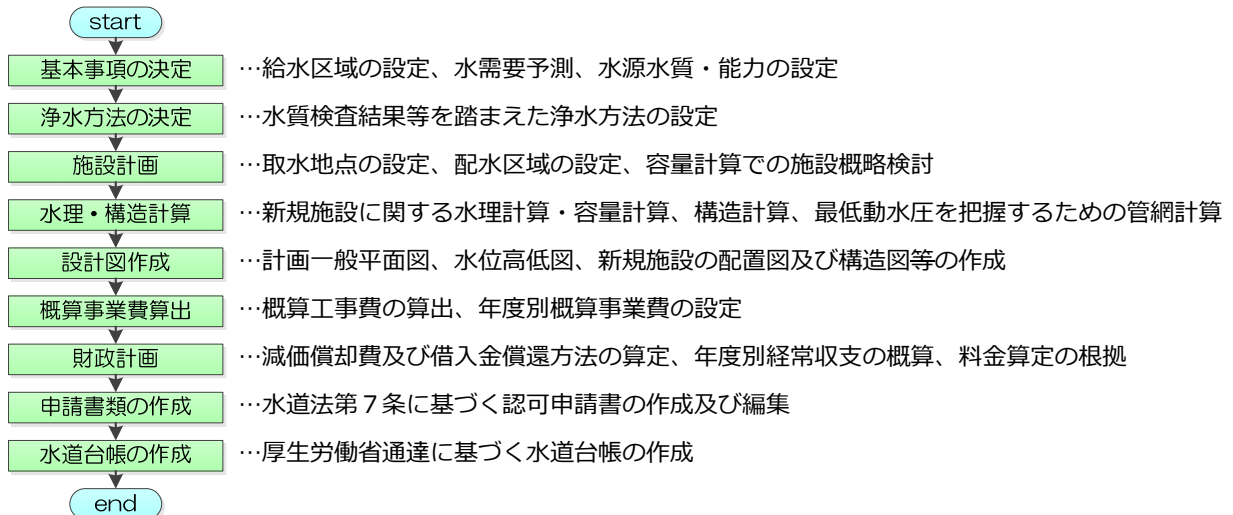
■ 変更認可について

水道事業の事業内容を変更しようとする場合には認可が必要となります。認可が必要となる事業内容の変更とは、法第 10 条の規定により、既認可の事業計画に対して「給水区域の拡張」「給水人口の増加」「給水量の増加」「水源の種別の変更」「取水地点の変更」「浄水方法の変更」に関する内容変更が伴うものとなります。

ただし、「創設認可について」の項で示した事業については都道府県知事の変更認可となります。さらに、水源の種別、取水地点または浄水方法の変更で、変更に必要な工事費の総額が 1 億円以下の場合も都道府県知事の変更認可となります。

（関連法規） [法第 10 条第 1 項、第 2 項]

■ 変更認可作業フロー例



● 届出（軽微な変更）について

■ 変更認可を要しない軽微な変更について

事業内容を変更しようとする場合でも、軽微な変更については認可を必要とせず、届出で足りるとされています。軽微な変更とは、法第 10 条の規定により、事業計画の内容変更のうち次のいずれかの変更のことを示します。

● 給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更（以下の条件をすべて満たす場合に限り）

…水道施設の整備を伴わない&給水区域が他と重複しない&給水人口の変化が1割以下[※]&給水量の変化が1割以下
 ※給水人口のみが増加する場合には適用しない。

（関連法規）[法第 10 条第 3 項（規則第 7 条の 2 第 1 号）]

● 浄水方法の変更（他の変更を伴わず、次の浄水施設を用いる浄水方法変更に限る）

…技術的知見が確立し、一般的に知識や経験が蓄積されている浄水方法への変更では届出で足る。
 （普通沈殿池、薬品沈殿池、高速凝集沈殿池、緩速ろ過池、急速ろ過池、膜ろ過設備、エアレーション設備、除鉄設備、除マンガン設備、粉末活性炭処理設備[※]、粒状活性炭処理設備[※]）※活性炭設備は、変更前工程への追加整備に限る。

（関連法規）[法第 10 条第 3 項（規則第 7 条の 2 第 2 号）]

● 取水地点の変更（他の変更を伴わず、河川水が水源で、原水水質が大きく変わらないものに限る）

…河川水を水源とする取水地点の変更であって、原水の水質が大きく変わる恐れがない変更では届出で足る。

（関連法規）[法第 10 条第 3 項（規則第 7 条の 2 第 3 号）]

● 当社の主な業務実績

当社では、これまで北海道から九州まで日本全国にわたり数多くの水道事業体における認可（創設、変更）及び届出作成に携わっており、豊富な業務実績を有しています。

発注者	年度	業務名称
北海道 伊達市	2016 年度	水道事業認可変更申請書作成業務委託
宮城県 石巻地方広域水道(企)	2014~2015 年度	上水道事業変更認可申請書及び水利使用更新許可申請書作成業務
埼玉県 秩父市	2015 年度	秩父広域水道事業創設認可申請書作成業務委託
三重県 鈴鹿市	2015~2017 年度	四日市市水道事業基本計画等策定業務委託 【基本計画と認可申請】
岡山県 岡山市	2016 年度	第 9 期岡山市水道事業変更認可申請業務委託
沖縄県 沖縄県南部水道企業団	2016~2017 年度	変更認可申請書作成業務



〒163-1122 東京都新宿区西新宿 6-22-1 新宿スクエアタワー

TEL. 03-5323-6200（代表） FAX. 03-5323-6480

URL. <http://www.nissuicon.co.jp>

お問合せ先 水道事業部 TEL. 03-5323-6230 FAX. 03-5323-6483